企画競争説明書

業 務 名 称:モンゴル国新ゾーンモド市及び自由経済地域開

発促進プロジェクト

調達管理番号: 23a00479

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月6日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:モンゴル国新ゾーンモド市及び自由経済地域開発促進プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
- ()「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
- (〇)「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修及び本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務 実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本 体契約と本邦研修及び本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定): 2023年11月 ~ 2025年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地 業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつき ましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後):契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署•日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時		
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 12日 12時		
2	企画競争説明書に対する質	2023年 9月 12日 12時		
	問			
3	質問への回答	2023年 9月 15日		
4	プロポーザル等の提出用フ	プロポーザル等の提出期限日の		
	ォルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで		
5	本見積書及び別見積書、プ	2023年 9月 29日 12時		
	ロポーザル等の提出期限日			
6	プレゼンテーション	行いません。		
7	評価結果の通知日	2023年 10月 11日		
8	技術評価説明の申込日(順	評価結果の通知メールの送付日の翌日から		
	位が第1位の者を除く)	起算して7営業日以内		
		(申込先:		
		https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE)		
		※2023年7月公示から変更となりました。		

5. 競争参加資格

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「モンゴル国トゥヴ県フシグ谷の新都市の開発に係る投資促進及び経済自由地域関連法制度整備支援プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 22a01026)の受注者(EY新日本有限責任監査法人)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と します。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規 定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認するこ とがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1)提出期限:上記4. (3)参照

2)提出先:上記4.(1)選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

3)提出方法:電子メール

①件名:「【質問】調達管理番号 案件名」

②添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限:上記4. (3) 参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の 受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023 年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル及び見積書
 - ① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② 上記 4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼 (調達管理番号) (法人名)」)
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの 提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納</u>くださ い。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを 設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワー ドは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書(本見積書及び別見積書)
 - ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:2○a00123_○○株式会社_見積書]
 - ③ 本文:特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル:「2〇a00123 〇〇株式会社 見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
 - ⑦ 別見積については、「第3章4(3)別見積について」のうち、1)~5) の経費と6)~7)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるように してください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつ くようにしていただくようお願いします)。
- 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案)がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位 以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権 者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定した)プロジェクトの<u>目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実</u>施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

図プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書 等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第 3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目に ついて、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照し てください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)で の該当条項
1	モンゴル国における総選挙(2024年6月)の実施予定を踏まえた活動の計画	第4条2(1)
2	法案及び規則作成における、カウンターパート側のコミット メントを引き出す工夫	第4条2(3)
3	本邦研修、本邦招へいおよび第三国研修機会の有効活用に 向けた提案	第4条2(5)
4	VR等のデジタル技術を活用した投資誘致活動提案	第5条2-1(2)

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ①特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)。
- ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1(案件概要表)のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

 共通留意事項 別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) モンゴル国における総選挙の実施予定を踏まえた活動の計画

本プロジェクトの開始後、モンゴルで2024年6月頃に総選挙の実施が予定されており、その影響で選挙前後の期間は様々な活動が停滞する懸念があるほか、選挙後には組織改編や人事異動が行われることも想定される。そのため、選挙前のタイミングとして想定されている2024年3月頃予定の第2回JCCにて、選挙による停滞や体制変更の前に現状を整理しつつ、選挙後の組織・人事体制の策定時やその後の行程等の留意事項を確認しておくべく、法案の提出及び役割分担、投資環境等にかかる現状分析の結果の報告を行うことがモンゴル政府に求められているほか、選挙前後での活動制限期間を有効活用し、活動方針の一貫性を担保する工夫をもって活動を進めることが本プロジェクトに求められる。1

(2) モンゴル国家機関や関連マスタープランの開発方針との整合性の確保

本プロジェクトは対象地域の開発に関係する省庁の大臣、事務次官等から構成されるフシグ谷開発国家委員会や、同委員会の下で設置されたサブワーキンググループの活動に直

¹ プロポーザルにおいて、選挙前後での活動制限期間の有効活用や活動方針の一貫性を担保するための具体的な工夫案があれば提案する(提案を求める事項:No.1)。

接的には関わらない。しかし、同委員会は「フシグ谷開発の総合管理・調整を行う」こととされており、プロジェクトが常に上位政策と連携しながら活動していく上でも、同委員会との情報共有が必要と考えられるため、JCC等において国家委員会の検討状況や関連する開発マスタープランとの整合性を確認することや、国家委員会の会合等においてプロジェクトの活動状況について報告する等により、両者の進捗が相互に共有されるよう留意するものとする。コミュニケーションの強化に当たっては、同委員会の委員長が全体調整の役割を期待するAKVDを有効に活用して情報共有を行う。なお、活動1-1でレビュー対象となる「策定済みのマスタープラン」には現時点で「新ゾーンモド開発マスタープラン」及びその派生となる詳細計画(特定分野の部分マスタープランも含む)を想定するが、それ以外にも本プロジェクトの支援対象地域に影響する国土全体または特定地域を対象とした開発計画があれば対象に含むこととする。 他国事例のレビューについては、モンゴル政府側が関心を寄せる事例を聞き取りつつ対象を選定すると同時に、本プロジェクトで想定している本邦研修/本邦招へい/第三国研修での訪問先検討への活用を視野に、日本による過去の都市開発事例(途上国での都市開発にかかる協力事例を含む)から好例を取り上げるよう試みるものとする。

(3) 法案及び規則作成の範囲、時期及びプロセスを通じた技術指導(能力強化の焦点) 本プロジェクトの成果1にかかる活動では、二国間で法律1本と最大2本の規則案を共同 作成することとなっており、その際の法案・規則案のドラフト作成にはローカルコンサルタ ントの支援を投入することを想定している。本プロジェクトの終了後も、モンゴル政府が持 続的に法律や規則の策定・承認を行っていくことも狙いに入れ、モンゴル国内に知見が蓄 積されるようローカルコンサルタントの選定に留意するものとする。本プロジェクトの支援 は法案策定の工程全体(および必要に応じて最大2本の規則案作成)に及ぶものの、カウン ターパートの能力強化の対象は、法案・規則案の内容に関しての理解向上や内容の詳細化 を通じて、情報収集や課題分析、対応策の検討、関係機関との意見調整等の能力である。 そのため、法案策定プロセスを専門家とローカルコンサルタントだけで完結させることがな いよう留意する。また、MCUDからは、法案等の策定においては、モンゴルの事情に通じ た専門家及びローカルコンサルタント投入への期待が高く、作業の進捗遅延を専門家側の 責に帰する傾向が見受けられる点にも留意し、カウンターパート側のコミットメントを引き 出す工夫を行うことが本プロジェクトに求められる。2 なお、活動1-4および活動1-6では 法案や一部規則案の作成を行うが、モンゴル政府は新都市開発の早急な実現を強く望ん でいることを鑑み、法案や規則案の作成自体だけでなく、プロジェクト期間中に各案の承 認関連当局(国会、内閣、国家委員会等)への付議まで到達させることも視野に入れ、最大 限のプロセス迅速化を目指すこととする。

(4)機微な政治課題(行政区分の決定、土地収用等)への対応方針

本プロジェクトでの法案等策定支援の過程で、法案の前提となる行政区分の課題や、土地収用についての判断等、利害の対立する課題についての議論が想定されるが、これら課題は政治的判断が求められ、プロジェクトの活動や成果が、特定の意見を支持するような使われ方がなされないよう、報告や提言を行う際には常に注意を払うものとする。本プロジェクトにおいては、そうした分野の課題は解決が必要な事項としてカウンターパートとも共有するものの、対立する案について何れのオプションを比較検討するかといったことも避け、それらの事項については、モンゴル政府の決定を所与とするにとどめるものとする。また、成果2で扱う産業に関しては、ギャンブル産業・エンターテイメント産業は除外するこ

² プロポーザルにおいて、法案及び規則作成においてC/P側の主体的な関与、オーナーシップ及びコミットメントを引き出すための具体的な工夫案があれば提案する(提案を求める事項:No.2)

とでカウンターパートと合意しているため、本プロジェクトにおける活動や本邦研修/本邦 招へい/第三国研修に関しても、これら産業については除外して分析や検討を行う。

本邦研修/本邦招へい/第三国研修

本プロジェクトでは本邦研修/本邦招へい/第三国研修の実施を予定している。実施の タイミングに関しては、(1)で述べた総選挙のタイミングも考慮し、選挙後の新政権幹部が 決定された後の実施を検討する。先方政府とは現時点で合わせて2回の実施と取り決めて おり、原則として本邦招へいと第三国研修を1回ずつという想定をしているが、プロジェク トの成果発現のために相応しい投入を検討するものとし、いずれか一方が2回となること も含めてプログラムを考えるものとする。なお、研修・見学先の候補については、都市開発 に際して特別法が制定された都市や新都市開発に関連する法律を適用して開発が行われ た都市、またJICA支援により開発が行われた経済特区や空港と工業団地のアクセスにか かる運輸交通インフラ等を念頭に置いて検討し提案するものとする。なお、対象者につい ては、成果1、成果2ともに法案等策定後の承認プロセスを進める上でキーパーソンとの共 通理解を深めることを視野にカウンターパート機関の高官を対象とすることを想定する が、最終的な人選はプロジェクト開始後にモンゴル政府と相談のうえ決定するものとする。

第5条 業務の内容

- 共通業務 別紙3のとおり。
- 2. 本業務にかかる事項

2-1 プロジェクトの活動に関する業務

(1)成果1に関わる活動

活動1-1:既存の都市開発及び新たな都市設立に関係する法令・規則、予算の状況、策定 済みのマスタープラン、及び他国事例のレビューを行う。レビューにおいては、JICAによる 過去の調査報告書で分析されている首都周辺の都市開発に関わる各根拠法を中心にオプ ションの分析を行いつつ、本プロジェクトのカウンターパート機関や連携機関となっている 各機関の予算や人員の配賦状況や各法令・規則における役割についても調査・分析する。 この分析結果については、モンゴル政府のプロジェクト開始後なるべく早期での具体的な 成果発現という要望に沿い、第4条2.(1)で述べている通り、プロジェクト開始後半年程度 で実施する第2回JCCで活動2-1の成果と共に発表することを目標として活動に当たる。

活動1-2:上記1-1の結果に基づき、予算確保のシナリオを含めたロードマップの提案を 行う。本活動で想定する予算確保のシナリオ提案は、あくまで新ゾーンモド開発にかかる全 体の予算と、政府予算との比較検討による、資金需要と政府予算との資金ギャップの分析 までを想定する。

活動1-3:新ゾーンモド市の開発における現状と課題を踏まえ、各関係機関の役割や所 **掌の整理を行う。**プロジェクト実施中にフシグ谷開発国家委員会の体制や位置づけ、同委

³ プロポーザルにおいて、本邦研修、本邦招へいおよび第三国研修機会の有効活用に向けた方策として、以 下①~③を含み提案する。(提案を求める事項:No.3)

①各機会を成果達成に向けてどう活用するか(全2回をどの組合せにするのが最適かの提案含む)

②そのために想定する主な訪問先(都市及び機関名)

③その他実施方法の工夫(ターゲットとなる参加者の想定職位やプログラム中/実施後の活動における意見 交換·経験共有方法等)

員会メンバーが変更された場合は、その変更を都度反映して整理及び提案のリバイズを行うものとする。

活動1-4:上記1-1から1-3の結果を踏まえ、新ゾーンモド市開発に関する法案を策定し、法案でカバーすべき主要なコンテンツのリストアップを行う。本活動では新都市開発の根拠法として、国家承認されたマスタープランやプロジェクトにおける分析結果に基づいた開発の方向性や役割分担を同一法内で網羅的に規定する法案を作成するものとする。

活動1-5:新ゾーンモド市開発に関する関係機関間での調整及び協力のためのメカニズムの提案を行う。活動1-3で提案した役割分担や所掌の整理結果をベースとして、国家委員会レベルに諮る前の実務者段階で調整や協力を行い、国家委員会への付議内容を準備する場として実質機能することを想定したメカニズムを検討する。

活動1-6:上記1-4で策定した法案に基づき、規則案を策定する。本活動においては活動1-4でリストアップした法案で規定すべき事項のうち、開発を速やかに進めるために特に急いで規則策定が必要と思われる優先順位の高い1~2分野で、かつ規則案策定を主体的に行えるプロジェクトメンバーの専門性の範囲内で規則案を策定することを想定する。

活動1-7:上記1-1から1-6にかかり必要と判断された関係機関職員の能力及びナレッジの強化に向けた研修を実施する。研修を行うべき能力やナレッジの分野については上記の活動の過程で検討・決定し、本邦研修/本邦招へい/第三国研修に関する検討も本活動の一環として位置付ける。

(2)成果2に関わる活動

活動2-1:既存の法令・規則、投資・事業環境、投資促進策、開発・運営体制(含む関係機関の役割・所掌)、及び参考となる他国事例のレビューを行う。レビューにおいては、JICAによる過去の調査報告書やモンゴル日本センターの活動・報告等で分析されているモンゴル国内の既存の投資・事業環境及び関連法令等も確認する。

活動2-2:自由経済地域/経済特区における産業振興に関する開発計画又は構想の見直しを、必要に応じて実施する。なお、"自由経済地域/経済特区"としている点については、モンゴル政府が自由経済地域(Free Economic Zone)または経済特区(Special Economic Zone)どちらの適用可能性も残していることから記述している表現であるため、ベースとする適用制度については、MEDをはじめとする成果2にかかるカウンターパート機関及び連携機関から聴取した最新の方針を踏まえて選択するものとする。

活動2-3:自由経済地域/経済特区の設立にかかる法制度及び投資環境の整備にかかる改善策の提案を行う。本活動は活動2-1、2-2、2-4の結果に基づいて実施するものとし、特に活動2-2で指摘した課題への具体的な要対応事項、法制度や投資環境に関する既存のルール等の改訂または追加の法案、緩和策の提案などを想定して行うものとする。

活動2-4:自由経済地域/経済特区の開発・運営体制構築及び投資誘致に向けた、関係機関の役割や検討事項の整理を行う(留意点は活動1-3に同じ)。

活動2-5:自由経済地域/経済特区の開発・運営に向けて設立される組織の選択肢及び 投資誘致の活動案を検討し、組織の設立及び誘致活動の展開に向けたロードマップを策定 する。投資誘致活動については、民間事業者を招待したセミナー等の開催といった直接的 な投資誘致策の支援は原則として想定せず、そうした活動を開始するのに向けた活動案検 討や開始までのロードマップ策定といった条件整備の段階までの支援に留める⁴。

活動2-6:上記2-1から2-5にかかり必要と判断された関係機関職員の能力及びナレッジの強化に向けた研修を実施する(留意点は活動1-7に同じ)。

11

⁴ 特に、効果的な投資誘致の一環として、モンゴル政府がICT/DX産業の誘致を有力な選択肢の一つとして検討していることと関連させ、プロポーザルにおいて、VR等のデジタル技術を活用した投資誘致活動提案のアイデアがあれば提案する(提案を求める事項:No.4)。

なお、活動1-7及び2-6で想定する現地研修の想定規模は以下のとおり。

実施回数	約5回 ※活動1-7,2-6合わせての回数
対象者	カウンターパート(以下、「C/P」)機関の職員
参加者数	約 20名/回
開催期間	約 1日/回
実施場所	ウランバートル市内、C/P機関の会議室利用を想定
実施形態	対面・オンライン併用、交通費・日当・会場費は全てC/Pによる
	負担を前提とする。

2-2 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修、本邦招へい及び第三国研修のいずれかを全2回実施する。 本邦研修または本邦招へいの実施分については・招へい、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

想定規模は以下のとおり。

プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。詳細は第4条
(6)のとおり。
合計2回 ※プロポーザルでは本邦招へい・第三国研修(訪問
先となる国は未定)各1回で想定するものとするが、事業開始
後に本邦招へいまたは本邦研修のみ2回となる可能性あり
C/P機関および連携機関の高官等
約16名/回
約7日(移動日を含む)/回

2-3 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性をC/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

- □ 受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支援 業務を行う。なお、入札及び契約手続きは発注者が実施する。
 - ア)入札図書作成支援業務
 - ① 基本的仕様(参考銘柄を含む)の提案
 - ② 参考銘柄の見積価格
 - ③ 入札図書案(契約書案、輸送・据付の条件等を含む)の作成と発注者への説明
 - イ)入札結果評価報告書(案)の作成
 - ウ)検査支援(検品、据付作業、試運転結果の確認) 調達機材の想定規模は以下のとおり。

1 複合機 プロジェクト実施に必要なもの。 2 事業用物品 本見積	

2	プロジ	プロジェクト実施に必要なもの。	2	事業用物品	本見積
	ェクタ				
	_				

2-4 現地再委託

図□本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	投資·事業環境の分析 に関する社会経済調査	活動2-1の一環として、民間 企業等へのヒアリング及び定	10	定額計上
		量データ収集等による投資・ 事業環境の分析補助		

2-5 その他

- (1) 収集情報・データの提供
 - ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、 発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
 - ▶ 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
 - ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ✓ データ格納媒体:CD-R(CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - ✓ 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。 ラスター データに関しては GeoTIFF 形式。 (Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、 そのコードを最終成果品に合わせ提出する。)

(2)環境社会配慮に係る調査

▶ 本業務では当該項目は適用しない。

(3)ジェンダー平等を推進する活動

▶ ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が 各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

第6条 報告書等

- 1. 報告書等
- ■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とす

る。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形式	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	業務開始から1か月以 内	英語及びモンゴル語	電子データ	-
モニタリングシー ト	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語及びモンゴル語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R 電子データ	各3部
		日本語要約	製本、CD-R 電子データ	各3部
事業完了報告書		英語	製本、CD-R 電子データ	各5部
	契約履行期限末日	モンゴル語	製本、CD-R 電子データ	各6部

- 最終成果品は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡 されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書 共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- 5) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)
- 8) 要員計画
- 9) 先方実施機関便宜供与事項
- 10) その他必要事項
- (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4) 業務実施報告書(日本語)
 - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - 2) 活動結果(PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
 - 3) プロジェクト目標の達成度
 - 4)上位目標の達成に向けての提言

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (工)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績
- (5)事業完了報告書(指定言語)

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- 4)活動に関する写真
- 5) 支払い計画
- 6) 打合せ簿リスト

案件概要表

1. 案件名

名:モンゴル国

案件名:(和名)新ゾーンモド市及び自由経済地域開発促進プロジェクト

(英名) Project for Promoting the Development of the New Zuunmod City and Free Economic Zone

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け モンゴルは豊かな地下資源を持つ広大な国土を有し、ロシアと中国と多くの国境を 接する地域の安定に重要な位置づけにある内陸国であるが、首都ウランバートル市は 約160万人(全人口の約半数程度)が集中しており、人口や経済活動の首都への一極 集中が顕著であり、都市環境や渋滞の悪化等が継続的な課題となっている。国際的な

資源価格の変動の影響を大きく受ける鉱業中心の経済構造の多角化を図り、首都の一 極集中を是正しつつ地域開発の促進を通じて中露依存緩和を図ることが重要な課題

となっている。

モンゴル政府は、2050年までの長期開発政策「ビジョン2050」(2020年)に9つ の目標を掲げ、COVID-19からの社会経済の再生にむけた「新再生政策」(2021年) においても6つの課題に焦点を当てており、一貫して首都一極集中の是正、地域開発 の重要性、産業の多角化の必要性を国の重要課題としている。これらの上位政策を具 現化すべく、首都南部フシグ谷地区に位置する新ウランバートル国際空港周辺の開発 地域からなる新ゾーンモド地域において新都市開発が構想され、2022年4月にモン ゴル国家大会議(国会)により「新ゾーンモド開発マスタープラン」が承認された。同マ スタープランでは、新ゾーンモド地域への大学や行政関連施設の移転、物流拠点、商 業・産業関連施設、自由経済地域(経済特区)、居住地区の整備などが計画されている。 また、2023年にはエネルギー大臣を委員長とする「フシグ谷開発国家委員会」の設立 も決定された。しかし、新ゾーンモド地域開発のための法制度や各関係機関の役割分 担があいまいであるとともに、行政職員に新都市開発実施に関する経験がこれまでな U,

また、2022年4月の国会令により新ゾーンモド地域において1千ヘクタールの経済 特区を開発することが経済・開発省に指示された。モンゴルは、中国・ロシアそれぞれ の国境に経済特区を既に設けているが、全ての特区の法規制は同一で陸路の輸送を 想定した内容となっており、空港を活用した複合的な特区開発に関する経験もこれま でない。同地域には具体的な開発推進体制の整理や投資上の魅力、将来の経済成長に 向けた関連法規等の整備が不足している等の課題も残されている。

かかる状況を踏まえ、モンゴル政府より新ゾーンモド地域開発及び経済特区開発に 係る法規制及び投資環境の整備を中心とした同マスタープランの実施促進能力強化支 援の要請を受け、同マスタープランの実施に向け必要な実施体制の確立、新都市及び 経済特区設立にかかる法的枠組および投資環境整備の能力強化を行うことで地域開 発を促進することを目的とした技術協力プロジェクトを実施するものである。

(2)当該セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本プロジェクトの位置づけ 我が国は対モンゴル国別開発協力方針で現状を「ウランバートル市への人口の一極 集中による都市問題や地域格差が深刻化している」と評価しており、本事業の実施は

同開発協力方針の重点分野である「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」と一致している。合わせて、両国政府は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年~2031年)」において、「チンギス・ハーン国際空港」(註:新ウランバートル国際空港)周辺開発に係る投資や法制度整備、産業誘致に向けた協力」を言及しており、本事業の方向性と一致する。

また、「JICA国別分析ペーパー」(2023年1月)においても、重点分野「環境と調和 した均衡のある経済成長の実現」のうち、開発課題「環境と防災に配慮した都市インフ ラ整備」が協力の方向性として示されており、本事業の方向性に合致する。

さらに、本事業は新都市及び経済特区設立にかかる法的枠組および投資環境整備の能力強化を通じて、対象地域の「自律的な都市・地域マネジメント」の実現に寄与するため、JICAの都市・地域開発グローバルアジェンダにおける「都市マネジメント・まちづくり」に位置づけられるものである。

なお、本事業は持続可能な開発目標(SDGs)のゴール9「強靭なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール11「包摂的、安全、強靭で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成にも寄与するものである。

(3)他の援助機関の対応

新ゾーンモド地域開発に関しては過去に韓国開発研究所(KDI)が2019年5月から10月にかけて開発課題の分析、新空港衛星都市MP及び実施方法のレビューを行っている。さらに、アジア開発銀行(ADB)が2023年4月から2024年12月にかけて、新空港衛星都市開発に係るインフラ整備のための調査を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、トゥブ県フシグ谷地区において、新ゾーンモド開発マスタープランの実施に向け必要な実施体制の確立および新都市及び経済特区設立にかかる法的枠組および投資環境整備にかかる関係機関の能力強化を行うことにより、同マスタープランに基づく新都市開発の調整と協力にかかるモンゴル政府関係機関の能力強化を図り、もって対象地域の開発推進に寄与するものである。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 トゥブ県フシグ谷地区(新ゾーンモド市)
- (3) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:

建設・都市計画省(MCUD)、経済・開発省(MED)、フシグ谷開発アドミニストレーション(AKVD)、土地行政管理・測地・地図庁(ALAMGaC)、建設開発センター(CDC)、投資貿易庁(ITA)ほかの都市及び経済特区開発管理に従事する行政官間接受益者:

ウランバートル特別市民及びトゥブ県民

(4) 事業実施期間

2023年11月~2025年11月を予定(24か月間)

- (5) 事業実施体制
 - ①実施機関:
 - MCUD及びMED
 - ②カウンターパート機関
 - MCUD、ALAMGaC、CDC、MED、ITA、及びAKVD
 - ③連携機関:
 - エネルギー省、大蔵省、道路・運輸開発省、自然環境・観光省、文化省、デジタル開

発・通信省、教育・科学省、法務・内務省、トゥブ県、モンゴル国民間航空庁、水源庁、ウランバートル鉄道

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1)我が国の援助活動

我が国は円借款「新ウランバートル国際空港建設事業」、技術協力「新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」でトゥブ県においてチンギス・ハーン国際空港(2021年7月開港)建設及び運営能力向上支援を実施しており、同空港は日本モンゴル協力の象徴として認識されている。また、新空港の開港を前提に「新空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査」や「モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発にかかる情報収集・確認調査」などの調査を実施して、空港周辺の新都市開発の有意性を確認してきた。本事業はこれら過去の取組のアセットを活用することにより、モンゴル政府からも期待される一貫性のある新都市開発の実現に貢献するものである。

2)他の開発協力機関等の援助活動

アジア開発銀行(ADB)が2023年4月から2024年12月にかけて、新空港衛星都市開発に係るインフラ整備のための調査を実施しており、本事業は同調査との連携によってハード・ソフト両面での新都市開発推進に貢献するものである。また、過去に韓国開発研究所(KDI)が2019年5月から10月にかけて開発課題の分析、新空港衛星都市MP及び実施方法のレビューを行っているほか、モンゴル政府が韓国等の他国に対しても本事業対象地域の開発に関する協力についての意見交換を行っており、支援方針の確認及び役割分担の調整が必要となる。

- (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1)環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類:C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2)横断的事項

特になし。

- 3)ジェンダー分類: 【対象外】■(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件<分類理由>実施機関とジェンダー平等にかかる活動の検討に合意したが、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。
- (8) その他特記事項 特になし。

4. 事業の枠組み

(1)上位目標

フシグ谷新ゾーンモド市の開発が法的及び組織的枠組みに基づき推進される。

(2)プロジェクト目標

新ゾーンモド市の開発を促進するための調整と協力にかかるモンゴル政府関係機関の 能力が強化される。

(3)成果

成果1:新ゾーンモド市の開発に関する法案が策定される。

成果2:新ゾーンモド市の自由経済地域/経済特区開発のための法制度、投資及び体制の枠組みの整備が促進される。

(4)活動

【成果1】

- 1-1. 既存の都市開発及び新たな都市設立に関係する法令・規則、予算の状況、策定済みのマスタープラン、及び他国事例のレビューを行う。
- 1-2. 上記1-1の結果に基づき、予算確保のシナリオを含めたロードマップの提案を行う。
- 1-3. 新ゾーンモド市の開発における現状と課題を踏まえ、各関係機関の役割や所掌の整理を行う。
- 1-4. 上記1-1から1-3の結果を踏まえ、新ゾーンモド市開発に関する法案を策定し、法案でカバーすべき主要なコンテンツのリストアップを行う。
- 1-5. 新ゾーンモド市開発に関する関係機関間での調整及び協力のためのメカニズムの提案を行う。
- 1-6. 上記1-4で策定した法案に基づき、規則案を策定する。
- 1-7. 上記1-1から1-6に関し必要と判断された関係機関職員の能力及びナレッジの強化に向けた研修を実施する。

【成果2】

- 2-1. 既存の法令・規則、投資・事業環境、投資促進策、開発・運営体制(含む関係機関の役割・所掌)、及び参考となる他国事例のレビューを行う。
- 2-2. 自由経済地域/経済特区における産業振興に関する開発計画又は構想の見直しを、必要に応じて実施する。
- 2-3. 自由経済地域/経済特区の設立にかかる法制度及び投資環境の整備にかかる改善策の提案を行う。
- 2-4. 自由経済地域/経済特区の開発・運営体制構築及び投資誘致に向けた、関係機関の役割や検討事項の整理を行う。
- 2-5. 自由経済地域/経済特区の開発・運営に向けて設立される組織の選択肢及び投資誘致の活動案を検討し、組織の設立及び誘致活動の展開に向けたロードマップを策定する。
- 2-6. 上記2-1から2-5に関し必要と判断された関係機関職員の能力及びナレッジの強化に向けた研修を実施する。

5. 前提条件·外部条件

(1) 前提条件

プロジェクトで技術移転を受ける行政職員は、スキルや技術を関係組織内において関係者と共有し保持している。

(2) 外部条件

現地の治安が悪化しない。

モンゴル政府の新都市開発に関する政策及び体制等が大きく変化しない。

プロジェクトで技術支援を受けた行政職員の大半が勤務を続ける。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

モンゴル国「ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト(評価年度2021年)」の教訓では、現地政府機関の財政的制約によるマスタープランの実施遅延が事業完了後に発生し、プロジェクト効果発揮の阻害となった。よって、途上国における開発マスタープラン策定及び実施促進に関する案件では、実施体制の検討を行う段階で、技術的・社会的分析に加えて関係する政府機関の実行能力分析をプロジ

ェクトが行うことにより、マスタープランが計画した事業の実施可能性を高めるべき、 との教訓が得られた。本事業は、途上国における開発マスタープランの実施促進に関 する案件であることから、マスタープランの実施遅延が発生しないよう、関係各機関の 役割分担整理を行う段階で、各機関の事業実施能力に着目して丁寧な情報収集を行う ことをプロジェクト計画に反映させた。

また、「都市開発実施能力向上プロジェクト(評価年度2021年)」の教訓では、総選挙及び人事異動により、知識・経験の維持といった技術面の持続性に支障をきたすという問題が事業完了後に発生し、プロジェクト効果発揮の阻害となった。よって、体制整備・組織整備を目指す技術協力事業においては、人事異動を前提とした、研修、OJT、コーチング等による知識・経験の継承・維持方策を体制整備の一部として盛り込むべき、との教訓が得られた。本事業では、体制整備・組織整備を目指す技術協力事業であることから、技術面の持続性に支障が発生しないよう、法案等の策定支援を行う段階で、専門家がカウンターパートに対してガイダンスを提供し、カウンターパートと協働でレビューを行う等、コーチングのような形式で技術移転を行うことに加え、カウンターパートに加えて連携機関の実務レベルの担当者を巻き込んだワーキンググループによる協力・調整の体制を構築して活動を行い、実践を通じて得た知識・経験を持った携わったスタッフがネットワークの中で維持できるようにすることをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、モンゴル政府の都市開発政策、我が国及びJICAの協力方針と合致し、 SDGsの目標9「強靭なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及び目標11「包摂的、安全、強靭で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成に向けて貢献するものであることから、事業を実施する意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1)今後の評価に用いる主な指標4.のとおり。
- (2)今後の評価スケジュール 事業完了3年後 事後評価

以上

共通留意事項

【1】必須項目

- 討議議事録(R/D)に基づく実施
- ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、 C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自ら がプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、 上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(ProjectDesign Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- ▶ 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中の みならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を 図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを 検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

【2】選択項目

- □段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)
 - ▶ 本業務では、次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
 - ▶ 第一段階(計画フェーズ): 本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
 - ▶ 第二段階(本格実施フェーズ): 第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

□他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び/もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- ▶ 上記専門家との役割分担は、第4条2.本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

図 ジェンダー配慮

- ▶ 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性/女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。
- □ 施工時の工事安全対策に関する検討 (建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)
 - ➤ パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
 - ▶ 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、 現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを 改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、(R/Dのある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- ▶ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- ▶ 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営の ための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1年に 1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成 に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作 成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験

類似業務:都市計画、土地管理、経済特区制度、投資政策に係るプロジェクト

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/都市計画
 - ▶ 経済特区制度
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 19.00 人月

うち、本邦研修(または本邦招へい)に関する国内業務人月 0.50 (定額計上)を含む。

1) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地

域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/都市計画)】

① 類似業務経験の分野:都市計画、土地管理に係るプロジェクト

② 対象国及び類似地域: モンゴル国及びアジア地域

③ 語学能力: 英語

【業務従事者:経済特区制度】

①類似業務経験の分野:経済特区制度、投資政策に係るプロジェクト

②対象国及び類似地域: モンゴル国及びアジア地域

③語学能力: 英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

本件に係る業務工程は現地渡航到着後、約24ヶ月後の終了を目途とする。本契約は期分けを想定していないが、コンサルタントが必要と判断する場合はプロポーザルにて理由と併せて各期の契約期間を提案すること。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約 38.50 人月 (現地: 34.00人月、国内4.00人月)

「本邦研修(または本邦招へい)に関する国内業務人月0.50を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業 務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してく ださい。

- ① 業務主任者/都市計画(2号)
- ② 組織体制/公共財政分析
- ③ 土地管理
- ④ 経済特区制度(3号)
- ⑤ 投資政策
- 3) 渡航回数の目途 全40回(8回/人を想定)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

投資・事業環境の分析に関する社会経済調査

(4)配付資料/公開資料等

1)配付資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・コンタクトミッション出張報告書
- ・新ズーンモド市開発マスタープラン(仮和訳)
- ・詳細計画策定調査報告書及び収集資料リスト(リスト内に共有希望資料があれば個別にご相談ください)

2) 公開資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発に係る情報収集・確認調査 (2022年2月) (https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046881.html)
- ・モンゴル国 国家総合開発計画策定プロジェクトファイナルレポート和文要約 (2021年12月) (https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341772.pdf)

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみ別提案·別見積として提案します。 ②超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容 とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)の A 案と対面開催(上限超過)の B 案がある場合、プロポーザルでは上限額内の A 案を記載、本見積には A 案の経費を計上、B 案については、別提案において A 案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B 案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

191, 956, 000円(税抜)

なお、定額計上分11,560,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目を含みません。</u> なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費 (その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に 関する経費

(4) 定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

1) 定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範	費用項目
	費			囲	
1	資料等翻訳費		3,000,000円	収集資料及び説明	一般業務費-
				資料の翻訳費用	資料等翻訳費
2	第三国研修(旅	「第2章 特記	1, 360, 000円	直接経費	一般業務費-
	費・交通費他)	仕様書案 第			旅費·交通費
		4条 実施方			
		針及び留意事			
		項			
3	本邦研修及び	「第2章 特記	3, 200, 000円	直接経費と受入期	①報酬
	本邦招へいに	仕様書案 第		間の業務人月(経	②国内業務
	かかる経費	4条 実施方		済特区制度分野、3	費
		針及び留意事		号を想定) 0.5人月	
		項(6)本邦		の報酬	
		招へい			
4	現地再委託	「第2章 特記	3,000,000円	直接経費	現地再委託
	(投資・事業	仕様書案 第			費
	環境の分析に	5条 業務の			
	関する社会経	内容 2-4現地			
	済調査)	再委託			
	報告書作成費	「第2章 特記	1,000,000円	事業完了報告書の	報告書作成
5	(報告書の翻	仕様書案 第		モンゴル語への翻	費
	訳費)	条 報告書等		訳費用	

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ウランバートル (モンゴル国営航空)

- (7)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
 - (8) 外貨交換レートについて
 - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	(6)		
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)		
ア)各種支援体制(本邦/現地)	(3	
イ)ワークライフバランス認定	-	1	
2. 業務の実施方針等	(4	0)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	1	8	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1	8	
(3)要員計画等の妥当性	4	1	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5	0)	
/ _ \ _ AMP 757 ->	(3	4)	
│ (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グルー │ → ○ चाप	業務主任	業務管理	
 プの評価 	者のみ	グループ	
業務主任者の経験・能力:業務主任者/都市計画	(34)	(13)	
ア)類似業務の経験	13	5	
イ)対象国・地域での業務経験	3	1	
ウ)語学力	6	2	
エ)業務主任者等としての経験	7	3	
オ) その他学位、資格等	5	2	
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u> 〇〇	(-)	(13)	
ア)類似業務の経験	-	5	
イ)対象国・地域での業務経験	_	1	
ウ)語学カ	_	2	
エ)業務主任者等としての経験		3	
オ)その他学位、資格等	<u> </u>	2	
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)	
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_	
イ)業務管理体制	_	8	
(2)業務従事者の経験・能力: <u>経済特区制度</u>	(16)		

イ)対象国・地域での業務経験	2
ウ)語学カ	3
エ)その他学位、資格等	3